

[事案 2020-184] 契約無効取消請求

・令和3年3月11日 裁定終了

<事案の概要>

告知前にかんと診断確定されていたことを理由に契約が無効となり給付金が支払われなかったことを不服として、契約の継続および給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

抗がん剤治療を受けたため、平成27年7月に契約した終身がん保険にもとづき給付金を請求したところ、告知前にかん（本態性血小板血症）と診断確定されていたことを理由に契約が無効となり給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、本契約を継続して給付金を支払ってほしい。

- (1)平成18年頃から病院へ通院していたが、主治医からは血小板増加症という病名の告知を受けていたため、がんにかかっているという認識はなかった。
- (2)告知書には、血小板増加症に関する質問事項がなく、きちんと告知を行っている。これまで保険料を支払い続けてきたにも関わらず、給付金を請求した途端に、保険会社が契約を無効と主張することは、保険会社が悪意を持って対応しているとしか考えられない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款には、責任開始期前のかん診断確定による無効の定めがある。
- (2)申立人は、平成18年7月に本態性血小板血症と診断されており、本態性血小板血症は、約款に定めるがんにかかると該当する。
- (3)申立人は、告知の前にかんと診断確定されているため、申立人が本態性血小板血症にかかっていることを知っていたか否かにかかわらず、本契約は無効となる。
- (4)当社は、申立人が告知前時点では本態性血小板血症という病名を医師に告げられていなかったという申立人の主張を認め、申立人が支払った保険料を全額返金している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は告知前にかんと診断確定されており、約款に定める無効事由にかかると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。